

発達障害等のある都立高校生に対する就労支援
モデル事業に係る連携事業者募集要項

令和5年7月
東京都教育委員会

<目次>

目次等	1
第1 事業概要等	3
1 事業目的	
2 事業内容	
3 事業スケジュール	
4 運営体制及び関係者の役割	
5 対象者	
6 費用負担	
7 事業開始までの流れ	
第2 連携事業者の募集及び選定等	6
1 連携事業者の要件	
2 募集スケジュール及び応募に係る手続	
3 審査	
4 審査結果の通知及び公表	
5 応募に関する注意事項等	

「発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル事業に係る連携事業者募集要項」(以下「本要項」という。)は、都立高等学校に在籍する発達障害等のある生徒を対象とした就労支援モデル事業に係る連携事業者を募集するに当たり必要な事項を定めるものです。

【用語に関する定義等】

本要項における用語の定義は以下のとおりです。

「発達障害等」：自閉症、情緒障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害

第1 事業概要等

1 事業目的

発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル事業（以下「本事業」という。）は、連携事業者が有する発達障害等を有する者に対する就労等支援の経験やノウハウ等を生かして、発達障害等のある都立高等学校の生徒に対し、就労生活で生かせる自分の「強み」や、必要なソフトスキル（日常生活能力、対人関係やコミュニケーション能力等）についての課題を自覚させるとともに、在学中にその強化や改善に向けた指導と支援を行うことなどを通じて、将来の就労定着等、社会参加を実現していくための最適な支援方法や体制を検討することを目的とします。

2 事業内容

本事業の目的を達成するため、連携事業者は「5 対象者」にて定める対象校の生徒向けにインターンシップを軸とした就労支援プログラム（以下、本プログラムという）を提供するものとします。本プログラムの内容は以下の通りです。

（1）アセスメントの実施

本プログラムの実施に当たっては、生徒本人等への面談、及び生徒の在籍校へのヒアリング等により生徒個々の障害特性を適切に把握するとともに、必要な就労スキルの習得に向けた生徒別のプランを作成します。

作成に当たっては、本プログラム受講における目標、事前学習や事後学習の内容、インターンシップ等の具体的なスケジュールや必要時間数を盛り込み、東京都教育委員会及び在籍校の承認を得ることとします。

（2）事前学習の実施

将来の就労を見据え、生徒の特性に応じたスキル等の習得やインターンシップ先における目標及び課題を明確化するため事前学習を実施します。事前学習における指導形態は、個別指導又は集団指導とし、実施場所は連携事業者の責任において用意することとします。

実施する事前学習の内容は以下の例示を参考に設定することとします。

- ・自己認識、自己理解・自分の感情のマネジメント
- ・自分の意見を相手に伝える
- ・相手の気持ちを配慮する
- ・社会のルールを学ぶ
- ・礼儀やマナーの学習
- ・グループで活動する
- ・集団の中での過ごし方
- ・卒業後のための社会性の学習・適応行動のプランニング
- ・仕事及びインターンシップを行う上で必要な技術及びスキル

(3) インターンシップの実施

都内及び近郊における企業にてインターンシップを実施します。なお、インターンシップ先については、各生徒が希望する分野の事業を取り扱う企業となるよう努めることとし、生徒の自宅と受け入れ企業との交通面にも配慮することとします。

(4) 事後学習の実施

インターンシップ後、生徒に対し、それまでの学習状況、インターンシップでの評価等を踏まえて、不足するスキル等の指導を行うこととします。

(5) 学校へのフィードバックの実施

上記事項の成果について報告資料を作成し、生徒の在籍校を訪問、在籍校の管理職、学級担任、特別支援教育コーディネーター等の教職員と意見交換を行い、指導・支援の成果や課題について伝えるとともに、在籍校等での支援について助言することとします。

なお、生徒が高校卒業直後の就労を希望した場合には、在籍校と連携し、生徒の特性に応じた就労先企業の開拓のほか、就労支援・職場定着支援を実施することとします。

(6) その他

生徒の状況により上記事項の実施が困難な場合においては、東京都教育委員会と連携事業者の協議の上、実施内容を決定することとします。

3 事業スケジュール

令和5年度においては、以下のスケジュールを予定していますが、変更等が生じる場合は、東京都教育委員会と連携事業者で協議の上、事業を進めることとします。

10月～	参加生徒の募集
10月～11月	参加生徒の集約・支援計画の策定
11月～12月	事前学習の実施
12月～1月	インターンシップの実施
1月～2月	事後学習及び学校等へのフィードバック
	⇒就労を希望する生徒がいる場合は継続的支援を実施
	※インターンシップは冬季休業中など長期休業期間内で3日間程度の実施を想定
	※週1回程度の頻度で、事前学習や事後学習などの生徒指導等の実施を想定

4 運営体制及び関係者の役割

「2 事業内容」に定める本プログラムを実施する上での主な役割は次のとおりとします。

(1) 東京都教育委員会の役割

- ア 全体調整・進捗管理
- イ 成果検証
- ウ 対象校における本プログラムの理解促進及び募集の実施

(2) 連携事業者の役割

- ア 「2 事業内容」に定める本プログラムの提供
- イ 本プログラム実施中における対象校及び東京都教育会との情報共有・連携
- ウ 就労を希望する生徒への継続的支援及び対象校との連携

(3) 都立高等学校の役割

- ア 本プログラムの校内周知及び参加生徒の集約
- イ 参加生徒に関する連携事業者との情報共有及び連携
- ウ 就労を希望する生徒への継続的支援の実施

5 対象者

受講対象者は、次の各号に定める都立高等学校に在籍し、知的障害がなく発達障害等のある生徒及びその可能性のある生徒で、本事業の目的を理解し受講を希望するものとします。なお、対象学年は全学年とし、各校最大10名程度を対象とします。

- (1) 都立荻窪高等学校
- (2) 都立足立新田高等学校
- (3) 都立大江戸高等学校
- (4) 都立世田谷泉高等学校
- (5) 都立八王子拓真高等学校

6 費用負担

本プログラムの実施にあたり作成した成果物等の納入後、その内容を精査し、適正と認めたときは、東京都教育委員会は連携事業者からの請求に基づき受講生徒一人当たり202,000円（税込み）を連携事業者に支払うものとします。

7 事業開始までの流れ

- (1) 連携事業者の決定（「第2 連携事業者の募集、選定等」を参照）

東京都教育委員会は、応募事業者から提案書等の提出を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ、提案事業等の内容が優れている者の中から、最大2者を連携事業者として決定します。

(2) 実施協定書の締結

連携事業者は、東京都教育委員会と十分に協議の上、本事業の具体的な実施方法等について実施協定書を締結します（別紙案参照）。

第2 連携事業者の募集、選定等

1 連携事業者の要件

連携事業者は、(1) から (4) まですべての要件を満たす者とします。

(1) 基本的要件

日本国内に常設の拠点を置く法人で、事業の安定した運営が可能な企画力、運営力、経営能力等を有すること。

(2) 発達障害等を有する者の支援に関する経験

発達障害等を有する者に対する就労支援について5年以上の実績を有すること。

(3) 経営能力等

本事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力及び信用力を有すること。

(4) 欠格事項

次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。）の者

エ 最近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者

カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者
- ク 本事業の審査委員及び関係職員に対して、自己が連携事業者として選定されるように働きかける目的で個別に接触した者

(5) 要件確認の基準日

ア 連携事業者の要件の基準日は、東京都教育委員会が提案書等を受け付けた時点とします。ただし、受付時点で要件を満たしていない場合又は受付時点以降要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、要件を満たす見込みの日を基準日とします。

イ 連携事業者として決定した者が実施協定書締結までの間に、連携事業者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、連携事業者としての資格を失うものとします。ただし、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に要件を満たす場合は、この限りではありません。

2 募集スケジュール及び応募に係る手続

(1) 募集スケジュール

連携事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールでの実施を予定しています。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和 5 年 7 月 1 3 日（木）
応募希望表明書の受付	令和 5 年 7 月 1 8 日（火）から 令和 5 年 7 月 2 0 日（木）まで
本要項等に関する質問の受付	令和 5 年 7 月 2 1 日（金）
本要項等に関する質問への回答	令和 5 年 7 月 2 5 日（火）
提案書等の受付	令和 5 年 8 月 1 7 日（木）から 令和 5 年 8 月 2 1 日（月）まで
審査会の開催	令和 5 年 8 月 2 5 日（金） ※午後実施予定
実施協定書の締結	令和 5 年 8 月下旬～ 9 月上旬

(2) 応募に係る手続

ア 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（様式 A）に所要の事項を記入し、受付期間内に以下へメールで送付してください。応募希望表明書は、本事業応募のための

要件としますが、応募を義務付けるものではありません。また、応募希望表明書を提出した応募事業者名は公表しません。

(ア) 受付期間 令和5年7月18日(火)から同月20日(木)まで

(イ) 提出先：東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

＜メールアドレス＞ S9000012@section.metro.tokyo.jp

(ウ) メール件名：【事業者名】就労支援事業に係る応募希望表明書の提出

イ 本要項等への質問・回答

(ア) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書（様式B）に所要の事項を記入し、応募希望表明書の受付期間内に電子メールにより送付してください。電話での受付は行いません。

① 電子メールアドレス S9000012@section.metro.tokyo.jp（教育庁都立学校教育部特別支援教育課）

② 件名 【事業者名】発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル事業
質問書

③ 送付物 質問書（様式B）(Excelの様式)

(イ) 本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行きます。

ウ 提案書等の提出

応募事業者は、(エ)の書類を以下の日時・場所まで持参又は郵送してください。

(ア) 受付日 令和5年8月17日(木)から令和5年8月21日(月曜日)まで

(郵送の場合は必着)

(イ) 受付時間 平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(ウ) 受付場所 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課発達障害教育推進担当

(都庁第二本庁舎15階北側)

(エ) 提出書類

① (様式C) 提案書提出届 (1部) 及び (様式C) 記載の書類 (各1部)

② (様式D) 提案書 8部 (正本1部、副本7部)

※正本には、表紙に表題、事業者名及び事業者の担当部署並びに担当者名を記載し、副本については、表題のみ記入してください。

※提案書本体には事業者名及び事業者名が特定・類推できるような記載はしないようにご注意ください。

3 審査

(1) 審査方法

発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル事業に係る連携事業者選定のための審査基準に従い、次のとおり要件審査及び応募事業者提案等の審査を行います。

- ア 要件審査では、「第2 連携事業者の募集、選定等」の「1 連携事業者の要件」に規定する要件の該当性を審査します。
- イ 応募事業者提案等の審査は、応募事業者が東京都教育委員会に提出した提案書等及び審査会における応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

(2) 審査項目

- ア 連携事業者の要件審査
- イ 応募事業者の提案等に係る審査
 - (ア) 発達障害等を有する者に対する就労支援に関する実績
 - (イ) 取組方針等
 - (ウ) 運営・連携体制
 - (エ) 事業者として有するノウハウ・ネットワーク
 - (オ) その他

(3) 応募事業者の提案等に係る審査の詳細

- ア 提案書の概要説明及び提案書に対する質疑応答のため、必ず審査会に出席してください。欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。
- イ 実施日時・会場等の詳細については、別途ご連絡します。
- ウ プレゼンテーションの時間は、提案書等の概要説明と質疑応答を合わせて30分程度を予定しています。
- エ プレゼンテーションの出席者は、1応募事業者につき2名までとします。
- オ 概要説明に当たっては、提案書以外の資料の使用は認めません。

4 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、審査会に参加したすべての事業者へ通知します。
また、決定した連携事業者名を公表します。

5 応募に関する注意事項等

(1) 応募に係る費用負担

本事業の応募に当たり、必要な一切の費用は、応募事業者が負担するものとします。

(2) 提出書類に関する取扱い

本事業の応募に当たり、応募事業者が提出した書類は返却いたしません。

